

大分県児童発達支援センター－安心安全給食特区

都道府県名：	大分県	
申請主体名：	大分県	
区域の範囲：	大分県の全域	
特区の概要：	<p>身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて、給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。</p> <p>給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



こども発達支援センターなごみ園の外観



施設における食育の一場面（おやつ作り）